

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月19日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所	〒550-0005 大阪市西区西本町 1-4-1
氏名	阪神高速技術株式会社
	代表取締役 加賀山 泰一
電話番号 06-6110-7200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	阪神高速技術株式会社 工事部 大和田事業所
事業場の所在地	大阪市西淀川区大和田 1-1-4
計画期間	令和6年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	3,286,000 千円
③従業員数	18 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	作業現場（産業廃棄物発生） ↓ 収集運搬 ↓ 中間処理施設 → 最終処分 → 再生利用 産業廃棄物処理委託契約

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社	産業廃棄物の委託契約の内容確認
	産業廃棄物委託契約の締結
	産業廃棄物に関わる各種事項の決定
事業所	産業廃棄物管理票の交付・管理
	産業廃棄物の委託契約先の選定
	産業廃棄物処理の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排 出 量	94 t	10 t
	（これまでに実施した取組） ・ 工法検討		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排 出 量	90 t	8 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現状の取り組みを継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 木くずは剪定等の草木と落下物木ぎれ等の分別実施。 ・ がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊）、木くずは発生現場より直接委託処理業者へ持込、廃棄物の混在を防ぐ。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 上記②に加え、建設混合廃棄物においても土砂・ゴミ・木くず等の分別を実施。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	金属くず	その他がれき類	コンクリート塊
377 t	0 t	221 t	11 t

②計画

木くず	金属くず	その他がれき類	コンクリート塊
370 t	0 t	200 t	8 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物（安定型）		
572 t	630 t	t	t

②計画

アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物（安定型）		
550 t	610 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今後予定無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今後予定無し		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後予定無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	94 t	10 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	94 t	10 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	10 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し、 書面による契約を実施している。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	金属くず	その他がれき類	コンクリート塊
377 t	0 t	221 t	11 t
377 t	0 t	221 t	0 t
0 t	0 t	221 t	11 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(安定型)		
572 t	630 t	t	t
0 t	630 t	t	t
572 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	90 t	8 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	90 t	8 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	8 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し、 書面による契約を実施していく。		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

木くず	金属くず	その他がれき類	コンクリート塊
370 t	0 t	200 t	8 t
370 t	0 t	200 t	0 t
370 t	0 t	200 t	8 t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面－3)

②計画

アスファルト・コンクリート塊	建設系混合廃棄物(管理型)		
550 t	610 t	t	t
0 t	610 t	t	t
550 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。